



令和5年3月28日

京都市文化市民局

担当 暮らし安全推進部暮らし安全推進課

TEL 075-222-3193

## 令和5年度「京都市防犯カメラ設置促進補助事業」の募集について

京都市では、平成24年度から、街頭での犯罪を抑止することを目的として、地域団体を対象とする防犯カメラ設置促進補助事業を実施しています。

平成27年度からは、京都市と京都府警察により締結した「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の一環として実施しています。

この度、市内全域への防犯カメラの更なる普及を目指し、下記のとおり募集しますので、お知らせします。

### 記

#### 《地域団体を対象とする補助》

##### 1 対象

自治連合会、町内会などの地域団体（商店街は対象外）で、以下の4つの要件を全て満たす団体が補助の対象です。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること。
- (3) 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること。
- (4) 規約や代表者を定めていること。

※ ただし、過去3年度以内（令和2年度～令和4年度）に同事業で補助を受けた地域団体は補助対象外です。

##### 2 防犯カメラの撮影場所・設置場所

公共の道路や公園・広場など、不特定多数の者が利用する場所を撮影する防犯カメラが補助の対象です。

※ 新設する防犯カメラの設置場所は、過去3年度以内（令和2年度～令和4年度）に同事業により設置補助した防犯カメラの場所から、一定以上離れている必要があります。

##### (3) 補助金の額

防犯カメラの機器購入及び取付経費の 5割 以内

1台分につき上限 10万円（1団体あたり 2台 まで）

※ 維持管理費（ランニングコスト）、自立柱（ポール）の新設に係る経費は補助対象外です。

裏面に続く

## 2 募集期間

令和5年4月3日（月）～7月18日（火）

※ 9月末頃までに交付・不交付を決定し、通知します。

## 3 問合せ・申込み

各地域団体が存する地域の区役所・支所

|                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| 北 区役所地域力推進室 (075-432-1208) | 上京区役所地域力推進室 (075-441-5040) |
| 左京区役所地域力推進室 (075-702-1029) | 中京区役所地域力推進室 (075-812-2426) |
| 東山区役所地域力推進室 (075-561-9114) | 山科区役所地域力推進室 (075-592-3088) |
| 下京区役所地域力推進室 (075-371-7164) | 南 区役所地域力推進室 (075-681-3417) |
| 右京区役所地域力推進室 (075-861-1264) | 西京区役所地域力推進室 (075-381-7197) |
| 洛西 支所地域力推進室 (075-332-9318) | 伏見区役所地域力推進室 (075-611-1144) |
| 深草 支所地域力推進室 (075-642-3203) | 醍醐 支所地域力推進室 (075-571-6135) |

まずはお住まいの区役所・支所へ  
お問合せください



京都市安心安全キャラクター  
くらしあんぜんくん・くらしあんしんくん